

平成30年 第1回 奥州市農業委員会農地部会

議 事 録

(平成30年 1月25日)

奥 州 市 農 業 委 員 会

平成30年 第1回 奥州市農業委員会農地部会議事録

平成30年1月25日（木）午前10時
奥州市役所前沢総合支所301会議室

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 主要会務報告

第4 議 事

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（17名）

1 千葉 憲 雄	2 小野寺 和 明	3 北 條 忠 夫
4 松 平 光 典	5 菊 池 勝 治	6 星 洋 子
7 高 橋 貞 信	8 佐 藤 清 喜	9 佐 藤 順 子
10 佐 藤 永 匡	11 菊 池 靖 樹	13 浅 倉 茂
14 伊 藤 周 治	15 及 川 良 孝	16 菅 原 賢 一
18 倉 成 義 昭	19 佐 藤 豊	

欠席委員（1名）

17 高 橋 公一郎

事務局職員

事務局長	千葉 昌
事務局長補佐	小岩 敬一
農地係 係長	高橋 学
農地係 上席主任	保志 栄美
農地係 主任	柳川 明久
農業振興係 主任	佐藤 久美子
前沢分室 主任	菅原 正美
胆沢分室 主査	佐々木 治彦
衣川分室 主任	高橋 利之

平成30年 第1回 奥州市農業委員会農地部会 議事録

[開 議]

開 会 10時00分

議 長 ただいまより、平成30年第1回奥州市農業委員会農地部会を開会いたします。
欠席の届出委員は、17番、高橋公一郎委員です。よって出席委員は定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。

委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てからご起立の上発言するようお願いいたします。

本日の会議は、部会日程に従って進めてまいります。

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定されました。

議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、7番、高橋貞信委員、8番、佐藤清喜委員の2人を指名いたします。

議 長 日程第3、主要会務報告を行います。
事務局長をして、主要会務報告をいたさせます。

事務局長 それでは1ページをご覧ください。主要会務報告。平成29年12月16日から平成30年1月10日までの主な会務の内容をご報告申し上げます。

12月18日(月)、奥州市農作業労賃標準額策定意見交換会を開催し、市やJA等の関係機関、団体及び農作業受託者、委託者の方々に出席をいただき意見交換をしております。また、終了後、第10回農業振興部内会議を開催し、協議いたしております。12月25日(月)、平成29年第12回奥州市農業委員会農地部会を開催し、事前に委員皆様に送付いたしておりました議案につきまして、提案どおり決定いただいております。12月26日(火)、平成29年度第4回広報編集委員会を開催し、農業委員会だより第24号の内容について協議いたしております。第24号は2月8日に発行予定であります。1月4日(木)、市民新年交賀会兼市勢功労表彰授与式が開催され、席上、吉田宏行委員が平成29年度奥州市市勢功労・消防功労で表彰されております。

以上でございます。

議 長 主要会務報告が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、

ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、主要会務報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

議長 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の朗読並びに説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。次のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、受理したことをここに報告する。平成30年1月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の報告件数は18件でございます。いずれも相続による所有権の移転で、委員会へのあっせん希望はございませんでした。

以上18件でございます。ご報告いたします。

議長 報告第1号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の朗読並びに説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書6ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について。次のとおり、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので、報告する。平成30年1月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の報告件数は24件でございます。

番号1は、売渡すため解約するものでございます。番号2は、売渡すためするものでございます。番号3は、自作するため解約するものでございます。番号4は、交換するため解約するものでございます。番号5は、労力不足のため解約するものでございます。番号6は、売渡すため解約するもので、議案第2号番号131に関連がございます。番号7は、相手方の要望により解約するもので、議案第2号番号68に関連がございます。番号8は、労力不足のため解約するものでご

ざいます。番号9は、労力不足のため解約するものでございます。番号10は、労力不足のため解約するものでございます。番号11は、契約し直すため一度解約するもので、議案第2号番号81に関連がございます。番号12は、労力不足のため解約するものでございます。番号13は、農地中間管理機構に貸付けるため解約するものでございます。番号14は、貸替えのため解約するものでございます。番号15は、自作するため解約するものでございます。番号16は、自作するため解約するものでございます。番号17は、貸替えのため解約するもので、議案第2号番号98に関連がございます。番号18は、貸替えのため解約するもので、議案第2号番号95に関連がございます。番号19は、自作するため解約するものでございます。番号20は、農地中間管理機構に貸付けるため解約するもので、議案第2号番号110に関連がございます。番号21は、経営規模縮小のため解約するものでございます。番号22は、耕作不便のため解約するものでございます。番号23は、貸替えのため解約するもので、議案第2号番号108に関連がございます。番号24は、転用するため解約するもので、議案第4号番号3に関連がございます。

以上24件でございます。ご報告いたします。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 15番、及川委員。

15番委員 15番、及川です。解約件数が24件ある中で、中間管理機構に関する部分は2件なんですけど、それ以外はほとんど個人だろうということなんですけど、基盤強化法で集積したものが19件ですか、だいぶあるんですけど、これは助成金の返戻等に関する件数はどのようになっていますか。

(「議長」の声あり)

議長 農地係長 高橋農地係長。

ただ今のご質問にお答えします。基盤法に伴って助成金の返還という話が出ましたけれども、この返還に係る助成金というのは、市で行っていた流動化助成金というのが平成27年の3月まで行ったものがございます。それにつきまして、10年間とか、3年、6年というような刻みで契約をした時に担い手さんに助成金が払われてきたという経緯があります。それが、解約等があった場合に返還というものが生じるということになりますけれども、今、件数は調べてこなかったんで、大変申し訳ないんですが、この中でも4件ほど対象になったものがございました。返還の要件として、返還しなくてもよいものに担い手さんの責任によらないものとか公共事業等の場合とか、あるいは市長が特別に認める場合等要件があるんですが、そういったことで対象にならないこともあるんですが、基本的には基盤法の契約が解約されたものについては、改めて貸し借りがおこったりとかそういったこともあるかとは思いますが、流動化助成金の返還の対象になるものが多いということはそのとおり、委員さんご指摘のとおりかと思えます。4件ほどあつ

たと思うんですが正確な件数については今資料持ち合わせておりませんので、後程お知らせしたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。

(「了解」の声あり)

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(議長の声あり)

議長 保志上席主任。

上席主任 議案書11ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について。次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので可否の決定を求める。平成30年1月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は、所有権の移転が6件、賃貸借権の設定が2件、使用貸借権の設定が14件の計22件です。

番号1は、耕作利便のため自作地を交換するものです。番号12に関連があります。番号2は、期間満了に伴い賃貸借権を再設定するものです。年額41,986円です。番号3は、相手方の要望による売買です。総額10,000円です。番号4は、後継者へ生前一括贈与するものです。番号5は、相手方の要望により賃貸借権を新規設定するものです。年額15,040円です。番号6から番号9は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を再設定するものです。番号10は、規模拡大による売買です。総額850,000円です。番号11は、後継者へ生前一括贈与するものです。番号12は、耕作利便のため自作地を交換するものです。番号13から番号21は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を再設定するものです。番号22は、期間満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。

以上22件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第1号について提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案につきましては、原案のとおり許可と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議長 保志上席主任。

上席主任 議案書16ページをご覧ください

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求める。平成30年1月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は、利用権の設定が126件、所有権の移転が19件の計145件です。

初めに利用権の設定です。番号1から番号17は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号18から番号58は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号59は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。番号60から番号71は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号72から番号78は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号79及び番号80は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号81及び番号82は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。番号83は規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号84は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。番号85から番号87は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号88及び番号89は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号90は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。番号91は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号92は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。番号93は、耕作利便のため賃貸借権を新規設定するものです。番号94は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号95は、耕作利便のため賃貸借権を新規設定するものです。番号96から番号108は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号109から番号111は、農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。番号112から番号125は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号126は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。

続きまして所有権の移転です。番号127から番号133は、個人間の売買です。番号134は、農地中間管理機構が行う特例事業による売買です。番号135は、個人間の贈与です。番号136及び番号137は、個人間の売買です。番号138は、農地中間管理機構が行う特例事業による売買です。番号139から番号143は、個人間の売買です。番号144及び番号145は、関連案件です。耕作利便のため自作地を交換する

ものです。

以上145件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借受人または譲受人が認定農業者であること。あるいは、今回の申請分を含めて経営面積が1.33ha以上であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第2号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号13番、浅倉茂委員が番号78に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号78を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 18番、倉成委員。

18番委員 18番、倉成です。参考までにお聞きしたいんですが、所有権の移転の関係の番号127でございしますが、10a当たり40万円ということですが、これ圃場整備されたところかどうか、その辺確認したいと思いますが、よろしく願います。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 ただ今のご質問にお答えをいたします。番号127の田んぼが土地改良を受けたところかどうかというようなご質問でしたが、平成15年3月に土地改良法の換地を受けているということで、ここは基盤整備済みの農地ということになります。

18番委員 了解しました。

議長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、番号78を除き、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、番号78を除き、原案のとおり決定されました。

次に、番号78に係る農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により13番委員の退席をお願いいたします。

(10時32分 退席)

議長 番号78の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案の番号78については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号の番号78は、原案のとおり決定されました。

13番委員の退席を解除いたします。

(10時33分 着席)

議長 議案第3号、農用地利用配分計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書46ページをご覧ください。

議案第3号、農用地利用配分計画案に対する意見決定について。奥州市長より農用地利用配分計画案が、次のとおり提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求める。平成30年1月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

意見を求められている件数は3件でございます。

番号1から番号3は、賃貸借権の設定で、期間は平成30年4月3日から平成40年4月2日となっております。また、対価につきましては、土地所有者と耕作者との折り合いがついた価格となっております。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 6番、星委員。

6番委員 6番、星でございます。番号2につきまして、譲受人の住所は小山になっておりますけども、申請地は西風というのは、番号3は若柳となっておりますのにこちらは小山なのかと思ひましてご質問いたします。

(「議長」の声あり)

議長 胆沢分室佐々木主査。

胆沢分室 西風という字でございますけども小山と若柳にも存在しています。今回のは小山分ということでございます。なお、譲受人は申請地の近辺に住んでおります。

6番委員 了解いたしました。

議長 ほかにごございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案につきましては、計画案にご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、計画案に異議なしと決定されました。

議長 暫時休憩いたします。

(10時37分 休憩)

(10時38分 再開)

議長 再開いたします。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。
(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書47ページをご覧ください。
議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。次のとおり、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、可否について意見を求める。平成30年1月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。
今月の案件は3件でございます。
番号1は、売買により宅地分譲5区画1,300.22㎡、位置指定道路156.79㎡、側溝32.21㎡を整備するもので、総事業面積は実測で1,489.22㎡でございます。番号2は、売買により宅地分譲3区画802㎡を整備するものでございます。番号3は、贈与により共同住宅等を整備するもので、総事業面積は隣接の雑種地と合わせ2,938.76㎡でございます。共同住宅3棟483㎡、物置等26.29㎡、駐車場34台分425㎡、通路・フェンス等1,839.47㎡、環境施設165㎡を整備するものでございます。
以上、3件でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 引き続き農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をいたさせます。
(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 お手元の補足説明資料をご覧ください。議案第4号の補足説明を行います。

番号1は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断をいたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため宅地分譲5区画を整備するもので、宅地建物取引業者免許証を有する転用事業者であり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号2は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断をいたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため宅地分譲3区画を整備するもので、宅地建物取引業者免許証を有する転用事業者であり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号3は、第1種及び第3種の要件に該当しないことから第2種農地と判断をいたしました。第2種農地は原則不許可ですが、特定土地改良事業施行地でない小団地の農地であること。収入を得て生活の安定を図るため共同住宅3棟等を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案をするものでございます。

以上、補足説明を終了いたします。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1について、10番、佐藤永匡委員お願いいたします。

10番委員 10番、佐藤です。番号1についてご報告いたします。1月11日、私と佐藤千治委員と事務局職員2人と4人で現地確認をしてまいりました。申請地の場所は、奥州市役所から南に3.3km、真城が丘団地の北側に位置しております。申請地の周辺は、東と南、北が宅地、西が用悪水路となっております。現地は農地として利用されており、きちんと管理されており、事前着工もありませんでした。転用による周辺農地への影響もないと考えられ、第3種農地でもあることから許可相当であると判断してまいりました。以上でございます。

議長 次に、番号2について、3番、北條忠夫委員お願いいたします。

3番委員 3番、北條です。1月12日、吉田宏行委員と私、事務局職員2人、4人で現地を確認しました。申請地の位置は、前沢総合支所から北東に約230m、前沢センターから北西に約100mで、東は市道と宅地、西も市道と宅地、南も市道と宅地、北は公園と市道で、農地区分は第3種農地で、事前着工もなく、問題ないものと見てまいりました。以上です。

議長 次に、番号3について、1番、千葉憲雄委員お願いいたします。

1番委員 1番の千葉です。番号3の報告をいたします。1月12日、私と高橋晴男委員と事務局職員2人の4人で現地を確認してまいりました。現地は、胆沢総合支所から東に約4.7km、岩手県立胆沢病院から南西に約960m、そばにゴルフガーデンがあります。周辺地目は東西とも用悪水路、南北は雑種地となり、周りには農地がなく住宅地が迫っています。昨年まで耕作され、事前着工もなく、都市計画区域

内でもあり、許可相当であると判断してまいりました。以上です。

議長 議案第4号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 柳川主任。

主任 議案書48ページをご覧ください。

議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について。次のとおり、農地法の適用を受けない土地であることの証明願の提出があったので、可否の決定を求める。平成30年1月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は2件です。

番号1は、耕作不便地であることから昭和40年頃から不耕作状態になり、その後原野化したもので、現地は原野919㎡となっています。番号1については、1月11日に佐藤永匡委員、佐藤千治委員が現地確認を行っています。番号2は、労働力不足であることから昭和50年頃から不耕作状態になり、その後原野化したもので、現地は原野1,333㎡となっています。番号2については、1月12日に高橋貞信委員、伊藤さつき委員が現地確認を行っています。

以上2件でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1について、10番、佐藤永匡委員お願いたします。

10番委員 10番、佐藤です。番号1についてご報告いたします。1月11日、私と佐藤千治委員、事務局職員2人と4人で現地確認をしてまいりました。申請地は、奥州市役所から北西に約4.5km、さくらの湯から県道を挟んで東側の胆沢川沿いになります。現地は原野化しており農地への復元も困難ということから、適用外申請もやむなしと判断してまいりました。以上でございます。

- 議 長 次に、番号2について、7番、高橋貞信委員お願いいたします。
- 7番委員 7番、高橋です。番号2について説明いたします。1月11日、私と伊藤さつき委員、事務局職員2人の4人で現地確認をしてみました。現地は、江刺総合支所から北東に12.8km、米里地区センターから南東に210mのところであります。現地は隣接として宅地と畑となっていました。この宅地も今空き家でだれも住んでいなく、申請地もほとんど山となっており農地への復元は不可能と判断し、適用外証明もやむなしと判断してみました。以上です。
- 議 長 議案第5号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
- 意見、討論ありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
- 本案につきましては、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、証明願のとおり決定されました。
- 議 長 以上をもちまして本日の奥州市農業委員会農地部会を閉会いたします。

閉 会 10時50分